

世界人権宣言 第 24 条：休息と余暇の権利

2018/12/03

国連人権高等弁務官事務所

第 24 条は、すべての人は労働時間の合理的な制限および定期的な有給休暇を含む休息および余暇をもつ権利を有する、と規定している。余暇と有給休暇は、自己の発展と経験のために各人が有する権利であり、この規定は、人権宣言が人々の人格の完全な発展を目指すことの表れである。労働者の心身の健康を守ることは、労働者を思いやるだけでなく、高い生産力を確保することにもつながる。他方、過剰労働は労働者の命に関わりかねない問題である。日本には“Karōshi (過労死)”という言葉がある。過労死は 1969 年に日本で初めて認定された。ILO は、日本の大手の菓子加工会社で働いていた 34 歳の男性が、週約 110 時間労働し心臓発作で死亡したケース、東京の大手印刷会社の従業員であった 58 歳の男性が、夜勤を含めて年間 4,320 時間(1 日当たり 16 時間)働き死亡したケースがあり、後者の場合、妻は夫の死から 14 年後に補償を受けたと報告している。